

	名称	資格・要件(キャリアパス)	対象・基準等	法人支給方法	支給実績	適用
1	福祉・介護職員 <u>処遇改善加算</u> 平成24年開始	① 任用時の職位・職責・職務内容・賃金体系の整備 ② 職員資質向上の計画策定と研修の計画・実施 ③ 経験・資格に応じた昇給と定期昇給の仕組み。 ※賃金改善外の職場環境改善 ※処遇改善加算(I)を取得	福祉・介護職員のみ	総収入額より前年度改善額を減じ、3/15日、本手当として一括支給する。 ※非対象全職員に法人負担で同率の本手当を3/15日に一括支給する。	令和3年度 収入総額 17,445千円 改善累計額 17,612千円 3年度常勤一人当り支給年額 210千円～320千円	※キャリアパスの要件 職員任用等は就業規則第36条、昇給・賃金等は給与規程第2条に明確に設定周知している。 ※主な職場環境等要件の取組み ① 中学生等の職場体験・地域交流行事等の実践 ② 研修の受講・自己研修・人事考課と昇給の連動を実施 ③ 職員事情等勤務シフトや短時間勤務の対応(育休明30時間勤務) ④ 事故・トラブルなどへのマニュアル作成・体制の設定 ⑤ 高齢者等の用、介護職以外の人材雇用
2	福祉・介護職員等 <u>特定処遇改善加算</u> 令和元年開始	①介護職員処遇改善加算(I)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること。(I)を取得済 ② 職場環境要件複数の取組 ③ ホームページ掲載と見える化 ※特定処遇改善加算(I)を取得 ※収入額を上回る支給	A 経験・技能福祉人材のみ ----- A 経験・技能の福祉人材 B その他の職種二種 ----- A 経験・技能の福祉人材 B 他の障害福祉人材 C その他の職種三種 ----- いずれかを法人が選択。	全職員を左表の内ABCの三種を選択。本手当として3/15日に一括支給する。但し、①三グループ選択の場合、AはBより高くCはBの1/2が基本。②440万円を超える職員は非該当。法人負担	令和3年度(三グループ分け) 収入総額 4,767千円 支給総額 5,540千円 常勤一人当り支給総額 129千円～293千円	⑥ ミーティング等による気づき職場環境の改善 ⑦ 利用者本位の支援方針等の研修 ⑧ 職員と協議、研修計画による研修を促進 ⑨ 本事業のホームページ等への公表
3	福祉・介護職員等 <u>臨時特例交付金</u> 令和4年2月～開始 令和4年9月廃止	①介護職員処遇改善加算(I)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること (I)を取得済 ②上表キャリアパス及び職場環境要件をクリアすること	介護職員中心。但し、法人採配でその他の職員への充当可能	法人採配で全職員を対象とする。 へ・ア、昇給等本俸に組入れ、本俸等を毎月支給する。	令和4年度前期(2月～9月) 収入総額 2,746千円 支給総額 4,013千円 常勤一人当りへ・ア、昇給月額 8千円～12千円	
4	福祉・介護職員等 <u>へ・アアップ等支援加算</u> 令和4年10月開始	※本事業へ・アアップ等支援加算(月額0.9万円相当)を取得 ※収入額を上回る支給	2/3以上はへ・ア及び本俸に充当し、毎月支給すること。	本俸はね返り分の期末手当は6月15日(2ヶ月)12月15日(2ヶ月)、3月15日(0.45ヶ月)に支給される。	令和4年度後期 収入総額 2,089千円 支給総額 3,330千円 常勤一人当りへ・ア、昇給月額 8千円～12千円	計画書提出 毎年〇月 報告書提出 毎年7月 本事業の職員文書説明 毎年2月

※ その他法人独自の賃金として、毎年度短期入所の収入総額中、250万円を、人事考課の点数に応じ、1点当たり1000円+αを支給。(令和4年度常勤一人支給実績額 55千円～138千円)